三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,081.3
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,035.0
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	67.2
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	15.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,081.3
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,035.0
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	67.2
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	15.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

官　庁　報　告

官　庁　事　項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があつたので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和七年五月一日　　金融庁長官　井藤　英樹

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項

令和７年３月19日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(1)第32010号	トゥルーバキャピタル株式会社
東京都知事(1)第32011号	スリーアイズキャピタル株式会社

令和７年３月19日付で、日本貸金業協会からの退会を承認した業者（退会）

登録番号	商号、名称又は氏名
秋田県知事(5)第00724号	株式会社エヌシーおおだて
東京都知事(1)第31953号	妙高株式会社
東京都知事(1)第31963号	株式会社UPSIDER Capital

令和７年３月19日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
徳島県知事⑽第00646号	フレッシュローンサービス
東京都知事(2)第31770号	Crezit株式会社
東京都知事(1)第31929号	GPSSサステナブル・エネルギー投資事業有限責任組合
大阪府知事(1)第13025号	株式会社Ambos

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第一項の規定に基づき、日本貸金業協会の業務規程の変更を認可したので、同法第四十一条の十二第三号の規定により公示する。

令和七年五月一日　　金融庁長官　井藤　英樹

認可日　令和七年三月二十八日

貸金業者の広告に関する細則

Ⅰ．貸金業の業務に関して行う広告に関する遵守事項及び留意事項等

１．総則

２．貸付けの条件の広告に関する遵守事項等

３．その他の必要な表示事項

４．個人向け貸付けの契約に係る広告の遵守事項等

Ⅱ．広告出稿審査の対象となる個人向け貸付けの契約に係る広告に関する基準

１．広告出稿審査の対象となる広告の種類

２．テレビＣＭ（個人向け貸付けの契約に係る広告）に関する遵守事項等

３．新聞、雑誌及び電話帳広告（個人向け貸付けの契約に係る広告）に関する遵守事項等